

平成 26 年度

事 業 計 画 書

公益財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会

## 目 次

I 事業運営方針	1
II 事業内容	1～5
1. 公益事業	1～4
2. 収益事業	4～5

## I 事業運営方針

平成25年4月から新制度下における「公益財団法人」として新たな一步を踏み出したところで、府民に対するより良いサービスの提供、平等な利用の確保を前提に当法人の理想である魅力的な「にぎわいのある公園」づくりを目指す。京都府の中央に位置する立地条件や広大な敷地の中の自然環境を活かし、「近隣住民との顔の見える関係」「地域との信頼関係」を築くための事業やイベントを開催し、府民や地域住民が当公園に来園し、交流を図ることにより、地域社会の活性化を図ることに寄与する。

公益法人として一層の社会的信用を得て、使命感と責任感を持って、府民の財産である公園の価値を地域とともに高め発展させていくために下記の方針に基づき、スポーツ振興事業、自然文化推進事業、及び自然文化・スポーツ振興支援事業を展開して行く。

- (1)「自然を楽しむ公園づくり」…無料区域(フリーゾーン)の利用促進
- (2)「スポーツを楽しむ公園づくり」…運動施設の利用促進
- (3)「だれもが楽しめる公園づくり」…サービスの向上、広報の充実
- (4)「にぎわいの拠点となる公園づくり」…集客イベントの実施等
- (5)「地域との連携による地域の活性化」…周辺施設との連携強化

## II 事業内容

### 1. 公益事業

#### 1. スポーツ振興事業

施設の有効活用を図りながら、府民の健康づくりと生涯にわたり豊かな「スポーツライフ」が送れる場づくりに貢献することで、スポーツを通じて地域の交流を深め、地域社会の連帯感を促進することを目指し、各種スポーツ教室を開催するとともに、スポーツコミュニティ活動の支援をするため、テニス大会やグラウンド・ゴルフ大会等の大会を開催する。26年度からは、新しくできた夜間照明施設を利用することにより、昼間に参加できない利用者へもスポーツに親しむ機会の提供をする。

また、無料で利用できる保育ルームを設置し、小さいお子さんがいる子育て世代にも気軽にスポーツが出来る環境を提供することで、地域のスポーツ振興に貢献する。

#### (1) スポーツ教室

基本技術を習得することで、心身の健全な発達と健康増進に寄与し、仲間との交流を広げるきっかけづくりの場を提供し、スポーツを通じて地域の交流を深め地域の活性化を図る。

○テニス教室（昼間）	1期 5月～7月の毎週水曜日の午後 2期 10月～12月の毎週水曜日の午後
（夜間）	8月～10月の毎週月曜日の夜間
○レディーススポーツデー	学校等夏休み期間を除く毎週水曜日の午前
○エンジョイテニス（昼間）	学校等夏休み期間及びテニス教室期間を除く毎週水曜日の午前
（夜間）	学校等夏休み期間及びテニス教室期間を除く毎月第1、第3月曜日の夜間
○太極拳教室	毎月第2第4金曜日の午後

- サンガFCサッカースクール 11月
- ツリークライミング教室 5月、9月、11月

#### (2) スポーツ振興・レクリエーションの普及

当世代を問わずスポーツを楽しむ機会をつくるとともに、利用者の親睦を深め、地域交流の活性化を図る。また、当法人主催の教室参加者に自らの技術向上と同好の仲間との交流を深め、明日への活力ある体力つくりの増進に寄与する。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| ○テニス大会         | 4月、7月、10月           |
| ○グラウンド・ゴルフ大会   | 5月、7月、9月、11月、3月     |
| ○ゲートボール大会      | 6月、10月              |
| ○ソフトバレーボール大会   | 12月                 |
| ○フライングディスク大会   | 9月                  |
| ○クロスカントリー大会    | 2月最終土曜日             |
| ○障害者スポーツ交流大会   | 5月                  |
| ○スポーツを楽しむ日     | 8月を除く毎月第2火曜日の午前及び夜間 |
| ○グラウンド・ゴルフのつどい | 8月を除く毎週金曜日の午前       |
| ○障害者スポーツのつどい   | 8月を除く毎月第2火曜日の午後     |

## 2. 自然文化推進事業

#### (1) 文化教室

公園の持っている豊かな自然的条件を最大限生かして、心豊かで質の高い生活を送り、毎日の暮らしを楽しみ、文化と親しむライフスタイルの確立を目指す。

- |           |                     |
|-----------|---------------------|
| ○摘み菜教室    | 5月、10月              |
| ○キノコ教室    | 10月                 |
| ○天文教室     | 4月、6月、8月、10月、12月、2月 |
| ○てづくり教室   | 7月、8月、12月           |
| ○ガーデニング教室 | 6月、11月              |

#### (2) 自然体験

豊かな自然の中で、近隣地域と協働し農業体験等を通して、地産地消、子どもたちの食育、人々とのつながりなどを感じてもらうことを目的とする。

- |           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| ○親と子の山村体験 | 9月 親子のふれあいと収穫体験の場を提供              |
| ○あっぱれたんぼ  | 5月～10月の期間 田植え、移りゆく稻の生長を観察、稻刈り等の体験 |

#### (3) 作品展示

- さつき・山野草展 6月

近隣の愛好家の作品を展示し、近隣をはじめ広く来園者に楽しんでいただく場を提供

- 菊花展 10月～11月

近隣の愛好家の作品とともに恒例の菊の塔を展示することにより、来園者に楽しんでもらう場を提供

#### (4) イベント

公園の四季折々の美しさ、楽しさを活用し、年間を通じて以下に掲げる様々なイベン

トを開催する。運動施設だけなく、公園内の自然を楽しむイベントを開催することにより、より多くの人々が来園し、また様々な活動団体などと交流して、地域の公園としての位置づけを確立し、公園と地域との活性化につなげて行く。

○丹波さくらまつり 4月

来園者に園内の桜を観賞してもらい、地元商工会やレクリエーション協会、てづくり広場実行委員会と協働することにより、地域の活性化を図る。

○丹波ちびっこまつり 5月

子どもを対象とした「遊び」やスポーツレクリエーションを通して親子のふれあいと次代を担う子ども達の健全な育成に資することを目的とする。

○あっぱれたんぽ 5月田植えイベント、10月稲刈りイベント

○森のバザール 5月、10月

来園者に緑豊かな空間の中で充実した時間を過ごしていただくとともに地域振興・地域活性化に貢献する。

○京丹波食の祭典 10月

地元行政とともに地域活性化に係るイベントに積極的に取り組むことで地域社会に貢献する。

○丹波公園まつり •菊花展 10月～11月展示

•京都丹波ロードレース大会 11月

•京都丹波ふるさと特産展うまいもの市 11月

(5) サポーター事業

公園の約半分を占める自然林の環境整備を府民みんなの手で美しくするとともに公園への愛着、また参加者の生きがいづくりの場として事業を展開する。

### 3. 自然文化・スポーツ振興支援事業

スポーツ振興事業及び自然文化推進事業を実施するため京都府から指定管理者として受けた施設の適切な管理運営を行い、府民に施設の貸与を行うことを通じて、豊かな「スポーツライフ」及び自然文化と親しむライフスタイルを確立する機会の提供を行う。府民が「スポーツ」や「自然文化とのふれあい」のため、当公園を利用することにより、地域住民との交流のきっかけができると共に、当法人主催のイベントや、スポーツ教室等の開催を知り、さらなる地域交流に繋げていく。

(1) 運動施設の公益目的貸与

公益目的に合致した利用者に安心・安全な快適空間と質の高いサービスを提供する。府民はスポーツを楽しみ、健康で文化的な生活を送り、もって地域交流の活性化及び府民の心身の健全な発達に寄与していく。

(2) 宿泊施設の運営

公園施設を利用される方を対象として、各種スポーツ団体、幼稚園・保育所・各学校の合宿等としても利用できる宿泊施設の運営を行う。

宿泊施設を利用することにより、一度の来園で公園内にある様々なスポーツ施設を利用したり、公園内の自然を存分に体験することできる。また、各種学校の合宿に利用することによって、自然と触れ合い、スポーツをしながら集団生活を学ぶ機会を提供する。

### (3) 施設の運営

公園スタッフは、常に利用者の目線に立った対応を心がけ、安心・安全な快適空間を利用者に提供するよう管理運営に努める。

また、防災の拠点としても重要な施設であることから、有事の際にその機能が最大限発揮できるよう行政との連携に努める。

## 2. 収益事業

### (1) 収1事業

#### 1) 給食業務事業

300名まで収容可能な宿泊施設を有し、宿泊者に対する給食調製(一般食、特別食、弁当)を宿泊客の健康に留意しながら行う。

また、公園施設を利用する方を対象としていることから日帰り来園者、大会参加者への昼食(弁当、うどん、豚汁等)を施設まで配達するなどのサービスも行う。

大量の食事調製を行うため、保健所の指示を得ながら食品の安全には万全の注意を払い、衛生に留意して提供する。

#### 2) 喫茶・売店等業務事業

公園管理センター2階にある喫茶は、ロケーションも良く、来園者の憩いの場となっている。利用者の要望に応えて喫茶室での定食と持ち出しメニューの充実を図る。また、7月・8月のプール開園期には、プールに隣接したレストハウスを開店し、軽食を提供する。

来園者の利便に供するため、宿泊所・喫茶室・レストハウスでは、売店を直営するほか、園内での大会時等には主催者からの要望で特設売店も開設する。

また、公園内に自動販売機(25台)を設置し、こまめに水分補給ができるように配慮している。

年々、口コミで人気の高いバーベキューを宿泊者を中心に提供する。

#### 3) 請負業務事業

園内で開かれる大きな大会主催者の要望により、会場の設営業務を親切丁寧をモットーにサービスを提供する。

### (2) 収2事業

#### 1) プール管理運営

7月15日～8月31日までジャグジープールや波のプールを備えたファミリープールの管理運営を行う。

#### 2) パターゴルフ場の管理運営

全18ホールの天然芝コース(距離380m・パー72)のパターゴルフ場の管理運営。パーのみで遊べる起伏のある本格的なコースで、家族みんなで楽しんでいただける場の提供を行う。

#### 3) 施設の貸与

京都府から指定管理者として受けた施設には、野球場、テニスコート、陸上競技場、補助競技場、球技場、体育館等の運動施設や、誰もが自由に遊べるフリーゾーンがある。これらの施設の貸与のうち、当法人の公益目的に合致しないものは、収益事業として

行い、安定した経営基盤の推進を図る。

また、町民の健康づくりに役立てるため、地元京丹波町の委託を受けて、ランニングマシンやベンチプレスなどの健康器具を設置し貸与を行う。